

安全統括管理者及び索道技術管理者の要件

(1)安全統括管理者

- ①職責:事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、索道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者。索道の運行及び索道施設の保守の内容を含む設備計画、投資計画、人員計画等の作成業務等の管理的業務を行う。
- ②資格要件:1 索道事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して3年(1シーズンを0.8年に換算)以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。(実質4シーズンの経験の必要がある)
- 2 当該索道事業者における輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する権限を有する者であること。

(2)索道技術管理者

- ①職責:索道の運行、索道施設の保守、係員(職員のうち、現場において索道施設の保守又は索道の運行に係る直接の作業を行う者、輸送の安全を確保するための輸送業務に携わる者をいう。)の教育訓練に関する事項
- ②資格要件:1 担当する索道と同じ種類及び方式(交走式、自動循環式、固定循環式又は滑走式の別をいう。以下同じ。)の索道の維持及び管理に関する技術上の業務(以下「維持管理業務」という。)の経験の期間が通算して三年以上(大学等を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)にあっては、二年以上)である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。(安全統括管理者と同様に1シーズンを0.8年に換算のため実質4シーズンの経験の必要がある)
- 2 当該索道事業者における索道の運行、索道施設の保守その他技術上の業務を管理する権限を有する者であること。